

民事訴訟法研究 II

選択 2単位

長島 光一

1. 授業の概要(ねらい)

民事訴訟法は、民法などの実体法の知識を前提に、その権利を実現するための手続を定めた重要なものである。権利を「絵に描いた餅」にしないためには、民事訴訟手続の理解が必要不可欠といえる。

本講義では、民事訴訟法学の基本的な手続と理論を学ぶとともに、その考え方を応用し、社会の様々な紛争にいかなる対応ができるのかを考えていく。そして、各自が当事者になった場合を想定し、紛争解決の技法を会得してもらう。

基本部分につき講義形式の授業を行うほか、受講生に報告を求めるもあり、多くの事例について受講生とともに考え、理解を深めていきたい。

民事訴訟法研究 II は、民事訴訟法研究 I を前提に、判決後の手続及び特殊類型、外国の民事訴訟法を中心に、専門分野ごとの訴訟上の課題を取り上げる。

なお、受講生の関心のあるテーマによって、授業の計画は、一部変更になることがある。

2. 授業の到達目標

- ①民事訴訟の流れが理解でき、民事訴訟法学の主要な問題状況を把握できる。
- ②手続法の考え方(手続的正義・手続保障等)を身につけ、社会に応用できる。
- ③現代社会の様々な紛争に対し、問題解決の技法を身につけ、対応策を考えられる。

3. 成績評価の方法および基準

授業態度やレポート等で総合的に評価する。

4. 教科書・参考文献

教科書

詳細は開講時に指示する。

参考文献

三木浩一=笠井正俊=垣内秀介=菱田雄郷『民事訴訟法(第3版)』(2018年) 有斐閣
高橋宏志=高田裕成=畠瑞穂編『民事訴訟法判例百選(第5版)』(2015年) 有斐閣

5. 準備学修の内容

事前に次回のテーマを予告するので、参考文献等の該当箇所を一読しておくこと。(特に、テーマに関する判例百選の該当判例の事案の把握をすることで、何が争点なのか理解をしておくとよい。)

報告担当になった場合は、準備を行うこと。

6. その他履修上の注意事項

民事訴訟における全体像を理解しておくことが望ましい。
大学院の授業であるため、各自の問題意識が重要となる。

7. 授業内容

- 【第1回】 ガイダンス—民事訴訟法研究 I の内容の復習と民事訴訟法の全体像を確認
- 【第2回】 判決効—既判力の時的限界・既判力の客観的範囲・既判力の主觀的範囲
- 【第3回】 複雑請求訴訟—民事訴訟の重層的構造
- 【第4回】 多数当事者訴訟—集団訴訟における解決のあり方
- 【第5回】 上訴制度—民事訴訟における人間の判断の限界
- 【第6回】 国際民事訴訟—国際離婚と子の奪取
- 【第7回】 アメリカの民事訴訟法—マクドナルド・コーヒー訴訟の真実
- 【第8回】 ドイツの民事訴訟法—民事訴訟法理論の最先端
- 【第9回】 医療過誤訴訟—ドラマ「白い巨塔」における裁判
- 【第10回】 環境訴訟—景観訴訟における民事訴訟と行政訴訟の交錯
- 【第11回】 原発訴訟—原発差止め訴訟と原発賠償訴訟の進展状況
- 【第12回】 ネット訴訟—ネット炎上に対する法的課題と「忘れられる権利」
- 【第13回】 人工知能と訴訟—自動運転による事故の責任
- 【第14回】 これからの民事訴訟の展望—民事訴訟法の立法課題
- 【第15回】 まとめ